

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第8号

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年美浜町規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第18条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 〔略〕 4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の102.25</u>超 (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102.25</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の102.25</u>未満	(勤勉手当) 第18条の2 〔略〕 2・3 〔略〕 〔略〕 4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u>超 (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の103.5</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の103.5</u>未満

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。